



新年明けまして
おめでとうございます

「権利」としての「支援」の確立をもとめて

理事長 西田 良枝

昨年の年明けは、地域活動支援センターの開設準備に追われていました。あわせて、24時間のヘルパー派遣を行っていたコムスンがこの浦安でも撤退になり、24時間365日のサービスを行っている「とも」は、夜間の定期訪問や緊急対応（随時）を必要としている方からの相談、事業所や行政担当からのお問い合わせの対応からはじまりました。「地域生活」と一言に言うけれど、夜間は特に数人のヘルパーの存在で細々と成り立っている現実を痛感しました。障がい児・者総合相談センターもパーソナルケアセンターも浦安市の担当課の皆さんと必死に動いて、浦安市が新制度（夜間安心ホームヘルプサービス）を導入したことで、サービスが途切れることはなくすみました。

けれども、その間の利用者さんの想像を超える不安な気持ちや今まで慣れ親しんできた事業所やヘルパーさんからの移行は大変だったと思います。

それでも、「とにかく来てもらえるだけでいい」としかいえない利用者さんの立場を思うと（自分事でもありますが）「地域生活」の厳しさをつくづく感じるとともに、障がいがあるからといって当たり前暮らしをしたいと思っているだけなのにどうしてこんなにづらい思いをしなければならないのだろう…。介護を必要としている本人や介護ができない家族が、それぞれ自分を責めながら日々暮らさなければいけないのはおかしなことです。

新制度があることで、深夜帯である22時から翌日6時までの緊急対応や定期訪問のサービス量の現状については確保されました。けれども、それ以外の時間もヘルパーが不足しているために夜間と同じような現象が起きています。特に、朝の起床などのケアが必要な7時前後の時間帯と、入浴介助や就寝介助が必要な19時から22時ごろまでの時間帯は、多くのヘルパー事業所がサービス提供していない時間帯です。また、行動援護や移動支援など、休日や放課後の時間帯のサービスの不足も深刻です。

一人暮らしをしている障がいがある人にとっても、同居する家族がいても高齢で介護をすることができないという人にとっても、「今日はヘルパーがいないから、サービスに行けなくなりました」となるとまさにその瞬間から生活が成り立たないのです。トイレには行かないでください、ご飯も食べないでくださいという生活になってしまうのですから。これは、サービスを提供する事業所が、ヘルパーを確保できないという問題だけではなく、行政が支給決定したサービス支給量を提供することができるだけの事業所数やヘルパー数が確保できていない、行政のサービスの基盤整備の問題でもあります。

「とも」のパーソナルケアセンターも、サービスを少しでも多く提供できるようにヘルパーの採用に多くの経費を費

やし、必死に人材養成に取り組んでいます。働く職員も休日を返上し、毎日、不規則、かつ、長時間勤務をしながら、なんとか利用者のニーズにこたえたい…と利用者さんの顔を思い浮かべて、がんばってくれています。でも、全員がフル稼働でサービスを提供しているわけですから、ヘルパーが一人倒れたり、退職したりとなれば、即刻、そのヘルパーが担っていた分のケアが提供できなくなり、利用者さんの生活がすべて崩れてしまいます。ですが、常時ピンチヒッターのヘルパーを抱えて置けるほど、ヘルパーの人数に余裕がありません。もしもに備えて余裕を持って予定を組んでおくならば、今のサービス提供量ははじめからさらに少なくなります。その上、どのヘルパーも利用者誰のケアにでも行けるわけではありません。本当に生活を支えるためには、複数のヘルパーがチームを組んで支えていかなければならないのです。それには、ケアマネジメントがされていることも必要ですし、サービス調整をする役割も必要です。しかし、このような仕組みは自立支援法ではとても弱く、ほとんど行われていないのが現状です。

浦安市障害者計画策定に伴うアンケート調査の結果では、浦安市の障害者手帳を持っている方の90パーセントは自宅で暮らしているそうです。そして、80.2パーセントの人（その他を含む）が入所施設ではなく地域で暮らしたいと思っているという結果でした。ニーズも実態もこの数年で把握できてきている今、行政は、あらためて障がいのある人の地域生活支援のビジョンを、住まいの確保やサービスの基盤整備も含めてしっかりと描き、具体的な方策をとっていくことが必要だと思います。また、そのために、「とも」も自分たちができることを今一度考えなければいけないと思います。そして、その一番の原動力は、やっぱり当事者だと思います。「親亡き後も今の家で暮らしたい」「家族と一緒にいたい」「ひとり暮らしをしたい」というご本人のニーズがあるからこそ、「地域生活支援」が熟成されていくのだと思います。

昨年の終わりに、浦安市地域自立支援協議会の広報啓発プロジェクトと、今年度「とも」が行っている厚生労働省の相談支援調査研究プロジェクトが合同で行った講演会では弁護士の、大石剛一郎さんが「権利って？」というテーマで講演してくださいました。その中で「人が人としているために支援が必要である」というお話がありました。私達のテーマもずっと「権利としての支援を…」です。

たくさんの方が少しずつ変わってきて、権利としての支援の幅も広がってきましたが、「地域で当たり前暮らし」ことの資源も支援もまだまだ不十分です。

当事者があきらめて力を失い、ニーズが埋もれてしまわないように、支援を求めることもできなくなってしまうように、支援者である「とも」も様々な事業の運営を通して、いっしょに邁進したいと思います。今年もどうぞよろしくお祈りします！



「オランダの様々な制度」

平成20年8月17日から23日の7日間、浦安市はオランダ・スウェーデン視察を行いました。「とも」からも参加させていただき、ヨーロッパでも福祉先進国と言われる2カ国を視察しました。見て、聞いて、感じたことを4回シリーズでお伝えします。

1. オランダという国

飛行機が成田空港を離陸して12時間。長いフライトの末にオランダのスキポール空港に着陸しました。オランダは、人口1620万人で面積は九州とほぼ同じです。



「運河に囲まれた
アムステルダム
の街並」

九州全体の人口が1300万人ですから、ほぼ同じイメージすればいいでしょうか。

風車とチューリップが有名ですが、会社の法人税が安いために国際企業の本社が多い国としても有名になりました。日本も本社をオランダに移転させる大企業が増えているのだそうです。



「歴史のある石畳と
家屋と視察団」

オランダは、オランダ語ではネーデルラント、「低地の国」という意味です。国土が海拔よりも低いため、堤防を作って海水を防いできました。治水はオランダの大きな課題であり、それによって国の文化にも影響があったと言われています。国土全体に網の目のように張り巡らされた運河に代表されるように、水をどうやってコントロールするかは、オランダ人にとって死活問題でした。そのためには、住民同士が協力して取り組むしかなかったことから、地域住民が共同して取り組む（社会連帯）ことが意識の土台になっていると言われます。



「風車はオランダの象徴」

また、オランダは難民を移民として多く受け入れてきました。困ったときはお互い様ということで、移民をどんどん受け入れた結果、多民族国家になりました。異なる言語、文化、宗教、生活習慣を持つ人たちが同じ国で生活することになった結果、違いを尊重する価値観が醸成されたと言われます。オランダは、第2次世界大戦で戦災を免れました。それは、ナチスドイツが侵攻してから7日で降伏してしまったからだそうです。街を壊されるよりも戦わない方が得策としたのです。ですから、歴史ある街並みがそっくり残っていて、落ち着いたたたずまいになっています。政府はイギリスに亡命し、復権の機会をうかがっていたということでした。

2. オランダの雇用政策

オランダは、ワークシェアリングが最も進んだ国と言われます。日本では、パートタイムで働くと時給制で低賃金になり、正社員に比べて著しく低い給料しかもらえません。でも、オランダは、正社員の3分の2働いたら給料も3分の2もらえます。要するに、働いた時間に比例して給料がもらえ、1時間当たりの給料の格差がないのです。オランダでは、夫婦がお互いに週休3日で働くというのが一般的なのだそうです。二人で休みをずらして働けば、どちらかが自宅で育児ができます。オランダでは、男性が育児をするのは当たり前です。個人の尊重、自由、平等ということが重視されています。こう書いてくると、日本とはずいぶん違うのだな一と感ずります。でも、オランダの福祉を理解する上で、これらの社会背景を知っていることは意味があります。

3. オランダの福祉制度

日本の介護保険はドイツを参考にしたと言われますが、ドイツが参考にしたのはオランダの介護保険だと言われています。特別医療費保険制度（AWBZ）は、医療と介護の両方を給付する社会保険制度です。オランダでは、この制度だけですべての年齢層を対象にし、障害者も高齢者も妊産婦も外国人も、医療や介護などのサービスを受けることができます。今回は、この制度によって提供されているサービスについてご紹介します。

（参考文献「オランダモデル」長坂寿久著・日本経済新聞社刊）



浦安市夜間安心訪問ヘルプサービス事業 ～パーソナルケアセンター夜間スタッフより～

夜は、人々に安らぎを与える時間ですが、反対に不安を感じてしまう人もいるのが現実です。浦安市夜間安心訪問ヘルプサービス事業が始まり早、8ヶ月。夜22時スタートに合わせ夜間スタッフが集合。各々持ち回りで連携を取りつつ勤務しています。

定期訪問では前夜から、又はその日中からの引継ぎを受け、ご利用者の体調の変化等、気をつけています。

手となり足となりつつ、空気のような存在でありたいと心にしながら、安心して無事に朝を迎えていただけるよう努めさせていただいています。皆さんからお料理を教えていただいたり、テレビの話題で盛り上がったりと、多くの生きた知識を学ばさせていただき、感謝の想いはつきません。

随時訪問では、夜間、介護が必要になった時、緊急通報システムを活用し、ボタン一つで介護スタッフがご利用者のお宅に迅速に訪問し対応できるようにしています。

「皆さんのおかげで今日も始まりました」とのお言葉をいただき利用者さんの笑顔が多く増えて下さる事が私達の励みとなっています。

一人暮らしの方、高齢世帯、ご利用者の皆様がこの浦安の地で夜間も安心して過ごしていただけるよう、常に緊張感を絶やさないう留意しながら夜間業務に合わせて日々の自己管理に徹しています。一人でも多くの方に安らぎの時間を提供できればとスタッフ一同、心を合わせ業務を行っています。

【パーソナルケアセンター夜間スタッフ一同】

浦安市地域自立支援協議会・障がい者週間記念イベント

～いきいきと暮らし、心のかよう街をめざして～
開催されました

平成20年12月6日(土)、この冬一番の寒さという天気予報の予想を裏切り、お日様の光が眩しく澄み渡った青空の下、浦安市地域自立支援協議会・障がい者週間記念イベント「生き生きと暮らし、心のかよう街を目指して」が開催されました。

午前中は、乗馬セラピーが開催され、定員120名の整理券は全て配布されました。

最初は、「怖いよ」と緊張して強ばっていた参加者の表情も、馬がその人にリズムを合わせてくれて、乗り場に戻ってくる時には、皆さん、満面の笑顔。大人も子ども、障がいの有無に関わらず、多くの人たちの明るい声があちこちで飛び交う、とても穏やかな暖かい雰囲気が会場に漂っていました。午前の部は、熱気あふれるよさこいの演舞で終了しました。

午後の部として、大石剛一郎弁護士を講師に迎え、「これって権利侵害？～私にもあなたにもある権利」と題して、障がいのある人の権利擁護について講演会を開催しました。自立支援協議会委員は元より、一般の方、障がいのある当事者、福祉関係者など、多様な立場の方、計89名の方が参加されました。

大石先生が実際に携わった12の人権侵害事例を通して、「なぜ、地域、施設を問わず、人が人である限り、必ず保障されるべき権利が障がいがある人の生活では、これらの事例のように踏みにじられるのか」と問いかけがありました。

障がいの無い人にとっては、ごく当たり前すぎて、それが権利だと気付きもしない、自分が希望することが中心となった日々の生活。それは、人が人として、この世に生まれた時から、必然的に人権として保障されていることなのに、障がいのある人は、支援がなければ「自分の生活を確立する」—そんな当たり前の権利が保障されない。

障がいのある人への支援は、とかく財源の問題とすりかえられ、「支援を受ける権利」が確立されなければ、障がいのある人を人として扱っていない結果になることは、多く語られることがない。だからこそ、この現状を知ったからには、一人ひとりが、障がいのある人の「支援を受ける権利」を権利として捉え、行動していくことが共生社会実現への第一歩であると大石先生は語っておられました。「人が人であるためにお金を使うことよりも大事なことが、他にあるだろうか」という先生の問いかけは、多くの方が共感したのではないのでしょうか。

講演の最後には、質疑応答が行われ、参加者の方からは、活発な質問が寄せられ、「私たちは何をすべきなのか」ということを議論しました。この講演会は、人権について考えるだけでなく、地域自立支援協議会が目指す、地域の感受性を高め、自分のこととして、障がいある人の暮らしを考える機会になったと思います。

【浦安市障がい児・者総合相談センター 矢富】

〈編集後記〉

大石弁護士のお話を聞いて、基本的人権の尊重は社会福祉の基本であることを再確認しました。【な】